

日進市舗装掘削工事復旧基準(案)

日進市建設部道路河川課

1 目的

この基準は、道路占用工事等に伴う舗装掘削箇所の復旧方法を定めることにより、道路の機能を適切に維持し、道路交通の安全及び円滑を確保することを目的とする。

2 用語の定義

- (1)「道路管理者等」とは、日進市が管理する道路の管理者及び日進市が管理する公共用物の管理者をいう。
- (2)「占用者等」とは、道路占用許可を受けた者、公共用物の使用許可を受けた者、道路法第 24 条の承認を受けた者その他道路管理者等以外の者であって、舗装の掘削を伴う工事を行うものをいう。
- (3)「舗装」とは、加熱アスファルト舗装、コンクリート舗装、平板舗装、透水性舗装及びその道路管理者等が舗装として取り扱うものの総称をいう。
- (4)「仮復旧」とは、掘削工事の完了後、本復旧を行うまでの間、交通の安全及び円滑な通行を確保するために行う一時的な舗装復旧をいう。
- (5)「本復旧」とは、掘削前の道路機能を回復するために行う最終的な舗装復旧をいう。
- (6)「影響部分」とは、本復旧の範囲を決定するため、掘削又は施工の影響を受けるものとして取り扱う部分をいう。

3 適用対象

この基準は、次に掲げる工事に適用する。

- (1)道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に基づく道路占用工事
- (2)日進市公共用物管理条例に基づく公共用物使用工事
- (3)道路法第 24 条に基づく道路工事施行承認工事
- (4)道路法その他の法令に基づく復旧命令による復旧工事
- (5)前各号に掲げるもののほか、道路管理者等が必要と認める舗装掘削を伴う工事

4 仮復旧

占用者等は、掘削工事後の仮復旧について、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1)掘削した箇所は、当該日の工事終了時までには仮復旧を完了し、交通開放すること。ただし、交通を遮断した状態で施工を継続することについて道路管理者等が認めた場合はこの限りでない。

- (2)埋戻し材料は、CBR20 以上の品質を有する良質土（山砂等）又は道路管理者等が認める材料を使用すること。
- (3)下層路盤には、再生クラッシャーラン RC-40 又はこれと同等以上の品質を有する材料を使用すること。
- (4)表層には、加熱アスファルト混合物を使用し、仕上がり厚さを 5 センチメートル以上とすること。常温アスファルト混合物、碎石その他これらに類する材料を表層として使用してはならない。ただし、現況が碎石である場合は碎石復旧とする。
- (5)埋戻し、路盤及び表層は、各層ごとに所定の強度となるよう十分に締め固め、周辺路面にすり付くように仕上げること。
- (6)仮復旧箇所に沈下、段差、ひび割れその他の不具合が生じた場合は、交通安全上支障がある場合は直ちに応急措置を行い、その後速やかに補修、再転圧その他必要な措置を行い、路面を良好な状態に維持すること。
- (7)仮復旧箇所に起因して事故又は損害が発生した場合は、占有者等の責任において速やかに必要な対応を行うこと。
- (8)工事の実施に当たっては、工事日程、交通規制その他必要な事項を、あらかじめ沿道住民、沿道店舗その他工事の影響を受ける者へ周知すること。
- (9)仮復旧の完了後から本復旧の完了までの間は、交通量、工事期間等に応じた適切な頻度で現場を確認し、異常の有無を点検するとともに、交通の安全及び円滑な通行を確保すること。
- (10)本復旧の予定日は、仮復旧時まで道路管理者等へ報告すること。未定の場合は、決定次第速やかに報告すること。
- (11)仮復旧箇所には、本復旧が完了するまでの間、占有者等の名称、復旧予定、連絡先及びその他必要事項並びに表示方法及び場所について、道路管理者等と協議のうえ実施すること。

5 本復旧

占有者等は、本復旧について、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1)舗装構成は、原則として掘削前の舗装構成と同一とすること。
- (2)本復旧は、仮復旧後、自然転圧及び沈下観察のため 1 か月以上の期間を置いた後、かつ仮復旧後3か月以内に着手すること。
- (3)掘削前と異なる舗装構成とする場合は、あらかじめ道路管理者等と協議し、掘削前と同等以上の耐久性及び機能を有する舗装構成とすること。
- (4)舗装の切断面は、既設舗装に損傷を与えないよう直線かつ垂直に切断し、既設舗装との接合部には、接着及び止水のために必要な処理を行うこと。
- (5)区画線、道路標示を工事により撤去し、又は損傷した道路上の施設等は、従前の状態に復旧すること。

(6) 本復旧の道路横断方向の範囲は、次表のとおりとする。ただし、歩道については、現況の舗装幅員にかかわらず歩道全幅を復旧するものとする。

現況の舗装幅員	掘削等の状況	本復旧の範囲
2メートル未満	全ての場合	全幅復旧
2メートル以上 6メートル未満	影響部分が車道中心線までの 範囲に収まる場合	車道中心線までの 半幅復旧
2メートル以上 6メートル未満	影響部分が車道中心線を 越える場合	全幅復旧
6メートル以上	全ての場合	掘削位置、舗装状態、交通状況 等を踏まえ、道路管理者等との 協議により決定



(7) 前号の復旧範囲を判断する際の影響部分は、路面における掘削幅の両側にそれぞれ 30 センチメートル以上の影響幅を加えた範囲とすること。

(8) 仮復旧範囲端部と近接する既設復旧跡端部との離隔が 1.5 メートル以下となる場合は、その離隔部分を復旧範囲に含めること。

(9) 復旧範囲の平面形状は長方形又は道路線形に沿った矩形とし、継ぎ目が不必要に複雑な形状とならないようにすること。

(10) 道路縦断方向の復旧延長が現況の舗装幅員を超える場合において、取付管その他これに類する横断方向の掘削箇所が第 6 号に定める全幅復旧に該当するときは、当該横断掘削箇所についてのみ全幅復旧とする。この場合の道路縦断方向の復旧範囲は、第 7 号及び第 8 号の規定に準じて定めるものとし、横断掘削箇所以外の部分について全幅復旧を要しない。

(11) 本復旧の施工方法、復旧範囲その他の事項について、現場条件、既設舗装の状況、交通状況その他の事情により、この基準によることが適当でないと道路管理者等が認める場合は、占有者等と道路管理者等との協議により、別の取扱いとする。

6 完了届及び完了確認

- (1) 占用者等は、本復旧の完了後、速やかに所定の完了届を道路管理者等へ提出すること。
- (2) 完了届には、施工前及び施工後の状況のほか、復旧範囲、舗装各層の厚さ、埋戻しの各層の厚さ、完成後に不可視となる部分その他必要な寸法を確認できる施工中の写真を添付すること。
- (3) 完了届が提出され、道路管理者等による完了確認が終了するまでの間は、占用者等が復旧箇所を適切に管理すること。
- (4) 道路管理者等による完了確認の結果、不適合と認められた場合は、占用者等は、道路管理者等の指示に従い、速やかに手直しその他必要な措置を講ずること。

7 復旧方法の変更又は免除

次の各号のいずれかに該当する場合は、占用者等と道路管理者等との協議により、「5 本復旧」に定める本復旧の施工方法又は復旧範囲を変更し、又は本復旧の全部若しくは一部を免除することができる。

- (1) 設舗装の構造又は状態により、「5 本復旧」に定める方法による復旧が合理的でない場合
- (2) 道路管理者等が当該箇所について舗装の新設又は更新を計画している場合
- (3) 5 本復旧に定める復旧方法によることにより、道路交通に著しい支障が生ずると認められる場合
- (4) 他の占用者等との調整により、本復旧を当該他の占用者等が行うこととなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、道路管理者等が特に必要と認める場合

8 復旧後の補修責任

- (1) 占用者等は、復旧箇所に沈下、段差、ひび割れその他施工に起因する損傷が生じた場合は、次号に定める期間内において、自己の費用と責任により速やかに補修すること。
- (2) 前号の補修責任期間は、道路管理者等による完了届提出日から起算し、次のとおりとする。その他の舗装については、申請時点に道路管理者等に協議して定めること。

復旧した舗装の種類	補修責任期間
セメントコンクリート舗装	2 年
加熱アスファルト舗装	1 年
砂利道	3 か月

- (3) 補修責任期間の経過後であっても、損傷が占用者等の施工に起因すると認められる場合は、占用者等は、道路管理者等と協議の上、必要な措置を講ずること。

9 他の占有者等との調整

- (1) 工事予定箇所において、水道、下水道、ガス、電気、通信その他工事が予定されている場合は、掘削範囲及び回数を必要最小限とするため、関係する占有者等の間で事前に調整を行うこと。
- (2) 前号の調整を行った場合は、その内容を占有許可申請、公共用物使用許可申請又は道路工事施行承認申請の内容に反映すること。
- (3) 道路管理者等は、申請を審査するに当たり、必要に応じて前 2 号の調整内容を確認するものとする。
- (4) 工事箇所が公共基準点その他道路管理者等が管理する測量標の近傍である場合は、事前に道路管理者等と協議し、必要な保全措置を講ずるものとする。

10 協議

この基準に定めのない事項又はこの基準により難しい事項については、その都度、占有者等と道路管理者等とが協議して定めるものとする。

附 則

この基準は、令和8年9月1日から施行する。